

令和元年度第1回大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会

令和2年2月20日（木）

（午前9時31分 開会）

【事務局（池田総括主査）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課の池田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして、大阪府環境農林水産部環境管理室長の小林よりご挨拶申し上げます。

【事務局（小林室長）】 環境管理室長の小林でございます。生活環境保全条例検討部会の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろから大阪府の環境行政の推進にご理解、ご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、大阪府では工業の発達とともに、大気汚染や水質汚濁などの公害問題への対応に迫られ、いち早く条例に基づく工場・事業場への規制を進め、昭和46年制定の公害防止条例を経て、平成6年には今回ご審議いただきます生活環境保全条例、生活排水などに起因する都市型生活にも対応するために、この条例に基づく規制を進めてまいりました。その後も、府独自の流入車規制の導入や関係法令の改正に基づく条例の見直し等も進めてまいりました。しかしながら、現行の条例の制定から25年が経過する中、大阪の環境の状況は改善してきた一方で、引き続き対応が必要な課題もあり、社会経済活動などの状況も変化してきていることから、条例による規制内容が現在の状況に応じて適切なものであるか、この検証が必要と考えているところです。

このため、昨年12月23日に開催されました環境審議会におきまして、今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方についてとして諮問させていただき、本部会が設置されたところです。

委員の皆様には各分野における現行制度をご検証いただくとともに、必要な見直しや環境保全のための新たな手法など、今後の制度、条例のあり方につきまして、2カ年にわた

ります予定でご審議をお願いしたいと考えております。本府といたしましては、本部会でご審議いただいた内容を踏まえまして、施策や条例等の見直しにつなげてまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（池田総括主査）】 続きまして、本部会の委員の皆様をご紹介いたします。

大阪大学大学院教授の近藤委員です。

【近藤部会長】 近藤です。よろしくお願ひいたします。

【事務局（池田総括主査）】 近藤委員におかれましては、環境審議会会长から部会長に指名されておられます。

関西大学名誉教授の河井委員です。

【河井委員】 河井でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（池田総括主査）】 兵庫医科大学教授の島委員です。

【島委員】 島です。よろしくお願ひいたします。

【事務局（池田総括主査）】 大阪大学大学院助教の松井委員です。

【松井委員】 松井と申します。よろしくお願ひします。

【事務局（池田総括主査）】 大阪市立大学大学院准教授の水谷委員です。

【水谷委員】 水谷です。よろしくお願ひいたします。

【事務局（池田総括主査）】 なお、同志社大学教授の黒坂委員につきましては、後ほどご到着される予定です。本日は、大阪商工会議所常務理事事務局長の近藤委員と公益社団法人全国消費者生活相談員協会関西支部長の澤村委員につきましては、所用のためご欠席でございます。なお、本部会ですが、澤村委員を含めまして6名の委員にご出席いただいており、部会の運営要領第3の（2）の規定により、成立しております。

次に、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。クリップ留めの資料ですけれども、議事次第とその裏面が配席図になっております。

次に、資料1が部会の運営要領と裏面が委員名簿になっています。資料2が生活環境保全に基づく規制の現状、課題及びあり方検討についてです。資料3が今後のスケジュール（案）になっています。参考資料1-1としまして、今後の大阪府生活環境保全等に関する条例のあり方ということで、環境審議会の諮問文でございます。参考資料1-2については、その諮問の際の説明資料になっております。

そのほか、机上に緑色の紙ファイルがありますが、こちらは生活環境保全条例及び施行規則の条文を綴じたものをお配りしています。こちらは机上資料ということで、部会終了後に回収させていただき、次回以降もその都度机上に置かせていただく形をとらせていただきたいと思います。皆様、資料の不足等ございませんでしょうか。

なお、本部会におきましては、大阪府情報公開条例第33条の規定に基づきまして、公開とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。また、委員の皆様には事前にお伝えさせていただきましたが、近年プラスチックごみによる海洋汚染が世界中で問題となっていますことから、環境農林水産部では率先してプラスチックの使用を控えることに取り組んでおりまして、マイボトルでの飲み物持参にご協力を願いしております。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたく存じます。近藤部会長、よろしくお願ひいたします。

【近藤部会長】 部会長を務めさせていただきます近藤です。よろしくお願ひいたします。この審議が円滑に進むように努めていきますので、委員の皆様方、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。初めに議題1の部会の運営について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（池田総括主査）】 大阪府環境保全課の池田でございます。資料1の本部会の運営要領について、説明をさせていただきたいと思います。

まず、第1の趣旨についてですが、大阪府環境審議会条例の規定によりまして、大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について検討するために本部会を設置することとしております。第2の組織についてですが、部会につきましては、会長が指名する委員と専門委員で組織することとしております。また、部会には部会長を置くということで、こちらは審議会会长より、近藤委員に部会長のご指名をいただいております。

続きまして、部会長に事故があるときは部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理するとしており、こちらについては、事務局としては河井委員に部会長代理をお願いしたいと考えております。

続きまして、第3の会議ですけども、こちらは部会長が議長となり招集することとなります。また、出席につきましては、2分の1以上でなければ会議を開くことができないということですので、本日、8人中6人がご出席のため、予定どおり会議を開催させていた

だいているところです。その他、必要な事項につきましては、部会長が定めるとしております。裏面については、本部会の委員の名簿を掲載しております。

事務局の説明は以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

先ほど事務局から説明していただきましたように、河井委員に副部会長代理をお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、河井委員に部会長代理にご就任いただくことによろしくお願ひいたします。

次に、議第2の生活環境保全条例に基づく規制の現状、課題、あり方検討について、事務局から説明をお願いしたいと思います。内容が非常に多いですので、前半と後半に分けて議論をしていこうと思います。

まず、最初から、3番目の悪臭分野まで、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局(池田総括主査)】 それでは、説明をさせていただきます。まず、1ページ目、2ページ目、概要の部分につきまして、資料の2に基づきまして説明させていただきます。

1ページ目の上段について、大阪府におきましては、工場・事業場による公害問題を対処していくために、それまでの規制を見直し、昭和46年に大阪府公害防止条例を制定しました。さらには平成6年には、生活環境全般の保全にも対応していくというところで、条例を全面的に見直しまして、生活環境保全条例を制定し、施策や規制等を実施してまいりました。また、これまで、関係法令の制定や改正に対応していくために、例えば土壤汚染対策など、その都度条例の見直しを行ってきました。その主なものについて、表1にまとめさせていただいております。

2ページ目、表2について、生活環境保全条例で規制等を行っている分野をまとめております。主な制度もまとめさせていただいておりまして、大きく分けて8分野ございます。以下の段の説明になりますが、現条例の制定から25年経過しており、これまでの取り組みの結果、大気中の窒素酸化物や、浮遊粒子状物質、河川におけるBODなど、環境基準はおおむね達成してくるなど、府域の環境の状況というのは大幅に改善しているという状況があります。その一方で、今後も対策を必要とする課題が残されております。また、社会経済活動や環境の状況も変化等で、この条例における規制内容が環境負荷の程度に応じた適切なものかどうかというところの検証が必要な状況になっています。

生活環境保全条例のあり方につきましては、条例に基づく規制の現状と課題とそのあり

方の検討において、論点を分野別に整理させていただいて、検討を進める形を想定しております。分野別の検討につきましては、1番の大気分野から8番の騒音振動分野というところで整理していますが、分野横断的な内容としまして、9番目にその他分野ということで、規制以外の手法につきましても、同様の整理検討を進める形を想定しています。なお、4番目の水質分野については、別途水質部会で並行して検討することとさせていただけております。廃棄物関係、地球温暖化、自然環境保全分野につきましては、別条例等で規定していることから、本条例に関する検討内容とはしないとさせていただいている。

次の3ページ以降、水質分野を除く分野について整理したものをお示ししておりますので、ご説明させていただきます。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 事業所指導課大気指導グループの池田と申します。

私から3ページ以降の大気関係、まずはアスベスト規制を除く部分についてご説明させていただきます。

まず、法及び条例による規制の概要です。表のI-1-1に概要をお示しさせていただいております。左側に大気汚染防止法、ダイオキシン法の規制の状況を示しております。法に基づきまして、ばい煙、硫黄酸化物(SO_x)、ばいじん、有害物質、そして揮発性有機化合物(VOC)、粉じん、特定粉じんと特定粉じん以外を一般粉じんとして規定して、これらを粉じんとして規制しています、そして、水銀、ダイオキシン類を規制対象物質とし、これらについて、発生する施設の設置等を行う際の事前届出や、排出基準や設備構造基準などの規制基準、そして排ガスの測定義務といった内容で規制を行っております。

一方、条例では右側に記載しておりますが、法を補完、規制を強化する形で規制対象物質の追加、対象施設の追加や規模の裾下げを行うとともに、VOCにつきましては、届出工場制度といいまして、工場から発生するVOCの総量を規制する制度を実施しています。

なお、欄外の※2にありますとおり、粉じんのうち特定粉じんにつきましては、大気汚染防止法ではアスベストのみを規定しているところですが、条例ではアスベスト以外の18種を規定しております。

4ページ、図のI-1-1に規制の関係の概要をお示しさせていただいております。左からSO_x、NO_x、ばいじん、一般粉じん、VOC、後は有害物質特定粉じんと並べさせていただいている。縦が施設の規模のイメージ、横が規制対象物質の種類というイメージとなっており、SO_x、NO_xでは大気汚染防止法のみの規定ですが、その他については、施設の規模の裾下げ、また有害物質特定粉じんについては、物質の種類の追加とい

う横出しという形で規制をしているイメージの図となります。このうち有害物質規制につきましては、図の I - 1 - 2 と表の I - 1 - 2 で詳細に説明させていただいております。まず、図の I - 1 - 2 について、点線の枠の中が条例対象の 23 種類の有害物質の規制の状況となっており、そこからはみ出すところも含めた左側の色つき四角の部分が大気汚染防止法に規定された有害物質となっております。大気汚染防止法の有害物質では 2 種類が条例の規制対象外、4 種類が条例の規制対象という形になっています。

そして、右側の色つきの四角の部分ですが、こちらは大気汚染防止法に規定された有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質のうち、優先取組物質として位置づけられている物質となっております。こちらのうち 13 種類は条例の規制対象外、10 種類は規制対象となっており、この 4 種と 10 種と、あとは条例のみで規制している物質 9 種と合わせまして 23 種類が条例の規制対象となっているという図になり、現在の法律とは有害物質の整理が異なっている状況となります。具体的な物質ごとの状況につきましては、表の I - 1 - 2 に示しております。

5 ページの（2）について説明させていただきます。

市町村への規制権限移譲の状況ということで、表の I - 1 - 3 に状況をお示しさせていただいております。法律で直接規制権限を移譲している市や府条例の権限を移譲、実施している市町村を含めて、大気規制では 26 の市町村、ダイオキシン対策では 29 の市町村が権限を持っており、半数以上の市町村が権限を有しているという状況をお示しさせていただいております。

続きまして、6 ページでございます。

環境の状況をお示しさせていただいております。まず表の I - 1 - 4 でございますが、府内の大気環境に関する環境基準達成率について、上から二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、そして光化学オキシダントの順で平成 6 年度と平成 30 年度の環境基準達成率の状況を比較してお示しさせていただいております。光化学オキシダントを除きまして、おおむね改善された状況ということがわかります。

図の I - 1 - 3 に昭和 47 年以降平成 30 年までの府内の大気環境の状況をお示しさせていただいておりますが、こちらは NO₂、SO₂、SPM、PM_{2.5} の府内の年平均値の推移となります。燃料の転換などによって全体的に大幅に改善されているという状況が示されております。

7 ページでございますが、図の I - 1 - 4 に光化学スモッグ注意報の発令回数と被害届

出人数の推移を示しております。増減がありますが、注意報の発令回数は改善がされていない状況となっております。なお、右側の図 I - 1 - 5 に光化学オキシダントの要因物質である非メタン炭化水素の濃度の推移を示しておりますが、こちらは緩やかな改善傾向となっております。

続きまして、(3) 府民からの苦情の状況についてご説明させていただきます。

表の I - 1 - 5 に大気汚染に係る苦情件数の推移を示しております。こちら、公害等調整委員会の調査の結果でございますが、まず大気汚染に係る苦情件数は公害関係の苦情のうち、全体の件数の約 2 割で、騒音の苦情に次いで 2 番目に多い状況となっており、件数については、増減がありますが、横ばいの状況が続いております。なお、そのうち粉じんの苦情につきまして、発生原因を図の I - 1 - 6 の円グラフでお示しさせていただいておりますが、工事・建設作業からの苦情が 8 割を超える状況となっており、生活環境保全条例で規制している工場・事業場の設備機器・堆積場からの苦情と比べてかなり多い状況となっております。

施行状況及び課題について、まず表の I - 1 - 6 に各法令に基づく届出事業所数の状況をお示しさせていただいております。大気汚染防止法や条例ではおよそ 5,000 の事業所からの届出があります。

8 ページからですが、届出施設の設置状況ということで、表の I - 1 - 7 以降、条例に基づきまして届出のあった施設数、工場・事業場数の状況をそれぞれの規制分野ごとに示しております。このうち太字下線の施設につきましては、過去設置された実績がなく、一度も届出の実績がない施設となります。表の I - 1 - 7 がばいじん、表 I - 1 - 8 が一般粉じん、9 ページの表 I - 1 - 9 が VOC、10 ページの表 I - 1 - 10 が有害物質、12 ページの表 I - 1 - 12 が特定粉じんとなっており、11 ページの表の I - 1 - 11 と 12 ページの表の I - 1 - 13 については、有害物質や特定粉じんごとの届出状況を示させていただいております。

詳細の説明は省略させていただきます。

12 ページの下の (3)、現行制度の課題についてです。

条例に基づく規制では、法規制に対して対象物質の横出しや対象施設の規模要件の拡大など、法と比べて厳しい規制を実施しておりますが、光化学オキシダントを除き、大気汚染の状況はおおむね改善傾向にある中、条例制定以降大幅な見直しを実施していないという状況です。

また、大気汚染に係る苦情件数は横ばいでございますが、そのうち粉じんに関する件数は多い状況です。そのうち工場・事業場に設置されている設備機器、堆積場を発生源とする苦情は少ないという状況です。

光化学オキシダントに係る大気環境状況は法に先駆けて規制を始めた大阪府を含め、全国的にもほぼ環境基準未達成の状況が続いておりますが、原因物質とされているVOC、NOxにつきましては、現行対策がどこまで効果的かが不明であり、国では、平成23年度より光化学オキシダント調査検討会を設置いたしまして、環境改善効果を適切に示す指標の設定や大気環境中の状況などの把握を行うとともに、令和3年度以降にさらなる排出抑制策を検討するということを示しております。

特定粉じん規制につきましては、一般粉じん規制とは別で府独自の規制を行っておりますが、他府県では特定粉じんとして同様の規制を行っている自治体はなく、また事業者や権限を有する府内市町村からはわかりやすい制度を求める声が上がっているという状況です。

また、対象施設の中には汚染物質の発生寄与割合が低いと考えられる対象の施設や過去に一度も設置された実績のない施設が存在するという状況です。以上のことから、4に論点(案)をまとめさせていただいております。ここでは規制分野ごとにまとめております。まずはばいじん規制についてですが、対象施設の見直しの必要性として、汚染物質の排出実態や過去及び現在の届出実績を踏まえた対象施設の見直しについて挙げさせていただいております。また、規制の方向性の検討として、SPMやPM2.5の大気環境の改善の状況を踏まえて規制の方向性をどうするかを挙げさせていただいております。

一般粉じん規制について、対象施設の見直しの必要性につきましては、同じく過去及び現在の届出実績を踏まえた対象施設の見直しについてと、規制の方向性の検討として、工場・事業場に設置されている設備機器、堆積場を発生源とする粉じん苦情の実態を踏まえた規制の方向性を挙げさせていただいております。

VOC規制について、規制の方向性、時期の検討といたしまして、国の動向を踏まえた規制の方向性及び見直しの時期についてを挙げさせていただいております。

有害物質規制、特定粉じん規制について、対象施設の見直しの必要性については、一般粉じんなどと同じく過去及び現在の届出実績を踏まえた対象施設の見直しについて、そして規制の方向性の検討でございますが、有害物質規制につきましては、府域の排出実態や国の動向を踏まえた対象物質の選定及び物質ごとの規制手法等の方向性についてを挙げて

おります。特定粉じん規制につきましては、規制の有効性などの視点を含めた制度の方についてということで挙げさせていただいております。

アスベスト以外の大気規制の分野は以上でございます。

14ページから大気分野のアスベスト規制の部分について、続けてご説明をさせていただきます。

まず、法及び条例による規制の概要を表のI-2-1にお示しさせていただいております。大気汚染防止法では、レベル1として、吹き付けのアスベスト、そしてレベル2として、断熱材、保温材、耐火被覆材を対象として、事前調査の実施義務、解体等工事の事前届出、解体等工事の作業基準の遵守の規制をしております。条例では、これらに加えまして、レベル3として、スレート板などの石綿含有成形板を規制の対象として追加をし規制しているとともに、敷地境界の基準、1リットル当たり10本という値の遵守と、レベル1、レベル2の建材についても、解体等工事における大気濃度の測定の義務を規定しております。そのほか、廃棄物処理法、労働安全衛生法、建築物関連法令などにおいて各規制が実施されております。

2番目、府内における環境の状況について、大気環境中のアスベスト濃度を表のI-2-2でお示しさせていただいております。

3番目、施行状況及び課題について、表のI-2-3に府内市町村を含めた排出等作業の届出数を示しております。法条例合わせておよそ1,100件の届出という状況になっております。

15ページ目（2）の課題をご説明させていただきます。

現在国では、今後、解体工事の件数が増加する見込みであること、また不適切な事例が今まで見られたということから、石綿飛散防止対策の強化について検討を進めております。具体的にはレベル3建材の作業基準の策定や事前調査結果の報告義務化、そして現在レベル1の建材とされている外壁等の吹き付けで施工された仕上げ塗材をレベル3と整理するなどといった制度改革を検討中です。本年の1月に中央環境審議会から答申がありましたので、今国会への改正法案の提出やその後の政省令改正及び周知期間を経て数年後に施行を予定されており、これらの内容と府の条例による規制とで整合性をとる必要があると考えております。

その他の府の独自の規制につきましては、国のレベル3建材の規制強化や大気濃度測定の必要性の議論等を踏まえて、必要に応じて見直しを図る必要があると考えております。

なお、権限を有する市町村から一部運用における見直しの声がありますが、大きな枠組みについては見直しを必要とする課題は生じていないという状況になっております。

以上を踏まえまして、4に、論点（案）をお示しさせていただいております。

まずは国の検討状況を踏まえた現行規制の見直しとして、規制対象のレベル3建材の範囲について、具体的には国が外壁等の吹き付けの仕上げ塗材など、レベル3建材の範囲を明確にした際に、条例では現在、石綿含有成形板と規定している対象を見直す必要があるかどうか。次に、レベル3建材の作業基準及び届出等に係る整理について、国が作業基準を定めた際に現行条例との整合性をどう図るか、そして、大気濃度測定の対象及び基準について、国では今回、見送りの予定となっておりますが、現在、義務としている仕上げ塗材の大気濃度測定などを今後どうするかなどについて検討が必要と考えております。また、府独自の規制の方向性について、現行規制で見直すべき点の抽出と方向性の検討を挙げております。以上でございます。

【事務局（貞永副主査）】 16ページの自動車環境分野につきまして、ご説明させていただきます。

まず1番の法条例による規制の枠組みですが、自動車を対象としたものとして、法律では大気汚染防止法に基づく単体規制がございまして、こちらは新車に対する排出ガスを規制しているものです。

2番目、自動車NOx・PM法に基づく車種規制があり、こちらは使用過程車に対する排出ガスを規制しているものです。この車種規制については、排ガス基準に適合しないトラック、バスは自動車NOx・PM法で定められている対策地域の中では使用の本拠を登録できない、つまり車検を登録できないというものとなっております。

この対策地域については、全国8都府県で指定されており、近畿圏内では大阪府と兵庫県の都市部が指定しております。参考としまして、図II-1に大阪府における対策地域を示しております。さらに、条例においてはこの車種規制にひもづけまして、対策地域以外から流入する車に対して、車種規制適合車を使用するよう求める流入車規制を平成21年1月から導入しております。

流入車規制の内容としては、運行者に対する車種規制適合車の使用義務を求めるものが大きいのですが、そのほかにも荷主や施設管理者、自動車販売業者等に対して関係者に適合車の使用を求める義務や周知義務などを課しております。

次に、2番の環境の状況に関しまして、環境基準に対してNO₂は直近9年連続、SPM

は3年連続で全ての測定局で達成しております。

続きまして、3番の施行状況及び課題に関して、まず流入車規制の状況ですが、表II－1、環境省が路上で実施しているナンバープレート調査によりますと、府域への非適合車の流入割合は規制開始前の平成19年度は17.3%であったものが、平成30年度は0.4%と大幅に減少しております。また、その内訳では白ナンバー車が緑ナンバー車よりも高い傾向にあります。

次のページの図II－2のグラフは、非適合車の流入割合の経年変化を示しており、順調に減少していることがわかります。また、大阪府の職員による立ち入り検査においても、直近の平成30年度は検査車両7,056台のうち非適合車両は15台であり、非適合率は0.2%と低くなっています。こうした状況を踏まえ、特に緑ナンバー車につきましては改善が進んでいることから、平成29年3月の条例改正により関係する一部の義務を終了しております。

次に、(2)番のNOx・PMの排出量に関しまして、大阪府では自動車NOx・PM法に基づき、第3次総量削減計画を平成25年6月に作成しております。そして、この計画の目標である令和2年度までにNO₂等の大気環境基準の対策地域全体での達成に向けて、総量削減に取り組んでいるところです。

まず、PMの排出量についてですが、既に削減目標を達成しております。NOxについては、図II－3に示しておりますとおり、棒グラフの一番右端、令和2年度目標の1万1,220トンに向けて順調に推移している状況です。棒グラフの黒い部分は非適合車の流入車に由来するものですが、平成19年度の3,570トンから、平成29年度は60トンへと確実に低減している状況です。

このような状況を踏まえ、最後の4番の論点ですが、流入車規制につきましては、非適合車による流入の割合や環境負荷が着実に低減してきております。また、平成28年度の改正時に論点となった白ナンバー車におきましても、非適合車の割合が順調に減少しておりまして、今後も減少が見込まれることから、さらなる流入車規制の効率化や規制以外の手法、こういったことも見据えた議論をお願いしたいと考えております。

なお、検討に当たりましては、国において令和2年度に予定されておりますNOx・PM法に基づく次期基本方針の見直しなどの審理状況や法改正の動きにも注視していきたいと考えております。

以上でございます。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 3番の悪臭分野についてご説明させていただきます。

表のⅢ－1、事業活動に伴う悪臭への規制については、悪臭防止法の中で悪臭に係る規制地域の設定、悪臭規制の方式及び規制基準の設定という形で規制しており、それで規制基準の遵守を求めております。これらの規制については、府の生活環境保全条例の中では規定がなく、規制はありません。ただ、その下の燃焼行為の規制ということで、法では野外の焼却行為の禁止を定めており、大阪府の生活環境保全条例の中でも屋外燃焼行為の禁止という形で法の対象物質に追加しており、対象物質としましてはゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂、廃油、廃液などの焼却行為を禁止しております。また、法にはない命令及び命令違反に対する罰則を設けております。

なお、欄外の※2について、これらの廃棄物の屋外の焼却行為につきましては、廃棄物処理法で規制しているところでありますが、悪臭防止法や生活環境保全条例の中では廃棄物か有価物かに関わらず全て規制対象となっており、同様の規定を設けている他の都道府県の条例としては、36あるという状況です。

(2)に市町村への規制権限の移譲の状況を示しておりますが、悪臭防止法については、規制の権限は全て市町村が有しているという状況です。なお、生活環境保全条例の権限については、大気とセットということですので、現在、26の市町村が有しているという状況になっております。

19ページ、府民からの苦情の状況について示しております。表のⅢ－3に公害等調整委員会による公害苦情調査の件数の推移を示させていただいております。増減がありますが、おおむね横ばいという状況になっております。苦情の主な発生原因を図のⅢ－1に円グラフで示させていただいておりますが、工場・事業場からが多く、以下飲食店、家庭生活、野焼き、工事建設作業と続きまして、また不明であるというのもおよそ4分の1程度あるというような形となっています。

現行制度の課題についてですが、悪臭の苦情につきましては、グラフのとおり、発生原因が多岐にわたり、件数は近年横ばいの状況となっております。ただ、規制指導については、悪臭防止法に基づき、市町村が地域の実情に合わせて必要な規制を設けた上で実施しているという現状です。

次に、生活環境保全条例に規定されている屋外燃焼行為の規制については、現在においても、野焼きという形で一定数の苦情があり、これについては、廃棄物処理法による規制とあわせて対応しているところです。

以上を踏まえまして、論点（案）として、事務局としては引き続きの規制を続けて、苦情等に対応していくということを考えていることから、現行制度の継続についてと記載させていただいております。

以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

非常に多岐にわたっているわけですが、委員の皆さまからご質問や、ご意見はございませんでしょうか。

では、私から、まず大気分野で対象施設の見直しを行おうということになっており、それで表にいろいろな施設数や表を載せてありますが、その分野からどの程度出ているかとか、そういった情報はあるのでしょうか。少なくともたくさん出ているとか、たくさんあってもあまり出でていないとか、それにより、見直しの方法も違ってくるのではと思うところが1つです。

それから、大気分野の石綿について、今、既に大阪府のほうではレベル3で行っており、国もレベル3を行おうとしているわけですが、その大小関係は何かお示ししていただけるのでしょうか。それを確認させていただいて、どうしていけば良いのかということを少し考えていきたいのかなと思うところです。今の私の意見について、事務局のほうから何かございますか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 すいません、1点目でございますけれども、こちらは規制の中で測定義務のあるものや、行政のほうで測定をしている過去のデータ等もありますので、そういう施設につきましては、各施設からどれぐらいの濃度が出るかとか、どれぐらいの量が出るかという推計はできるのではと思っております。一部、例えば粉じんの施設等であれば、そういうデータがないものもございますが、それらについては、それぞれの施設の特徴等も含めまして、2回目以降、それぞれの施設がどれぐらいの影響を与えるかということは整理していきたいと考えております。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

【事務局（清水補佐）】 石綿のレベル3規制の件につきましてですが、現在、国で示されました中環審の答申によりますと、作業基準は定めるということになっております。府についても、既に成形板につきましては、防じん幕も設置、湿潤、原則、手ばらしといったものの基準を定めておりますが、そのあたりの具体的な内容が今後、国で議論されていくかと思っておりますので、それが府よりも厳しい内容であれば、当然法に寄せていく

ことになるでしょうし、また緩和されているようでしたら、府の基準のままキープし続けるべきかどうか、そういったところは国の情報、具体的な中身を今後精査しながら考えていきたいと思います。

【近藤部会長】 ほか、何かございませんでしょうか。

【島委員】 有害物質の規制の状況についてお尋ねしたいのですが、4ページから5ページにかけての表で、条例で有害物質、煤煙中の有害物質として規制されているものがあります。その中でまた18種類については特定粉じんということになっていますが、その違い、ばいじんとしての有害物質の中でさらに特定粉じんとすることについて、何か基準があるのでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 まず、有害物質と粉じんについて、3ページの表I-1-1の欄外に説明がありますが、有害物質は、物の燃焼、合成、分解、その他の処理、機械的処理を除く、に伴い発生する物質という形で定義しております、そして粉じんは物の破碎、選別、その他の機械的処理、または堆積に伴い、発生し、または飛散する物質ということで定義づけられておりますのが1つと、また有害物質の中でも、例えば常温ではガス状のものしか考えられないというようなものについては、粉じん状で大気中に飛散することはないというような考え方で、物質ごとの物性を見ながら、粉じんとして出るかどうかというのを一つ一つチェックして今の規制という形になっております。

【近藤部会長】 ほか、どうでしょうか。自動車の分野ですが、多分、今、国の自動車NOx・PM法で、道路際で基準を超えるかどうかという調査を行われていると思います。今までの対策だと、流入車規制とか、非常に大枠で対策されていたわけですが、国の方針を見ていると、要は非常に局所的なところを押さえていこうという、そんなニュアンスかなと考えるのですが、その辺りの方針等は何かあるのでしょうか。

【事務局（北川総括主査）】 今、大阪府においては、第3次総量削減計画を定めておりまして、その中に幾つかの対策があるのですが、局所対策ということもその中に含められており、例えば局所的に渋滞が発生する地点で、旅行速度を上げるようなバイパスを整備したり、あるいは信号の右折レーンを設置したり等、そういった対策も含めて計画を立てて推進しているところでございます。

【近藤部会長】 そういう点については、今回の論点の中では規制するというのは難しいですよね。信号を変えるとか、道を整備するとか、そういう話はまた違うところで進めていくという形になるのでしょうか。

【事務局（北川総括主査）】 そうですね、その辺りは規制にはなじまない分野と考えております。

【近藤部会長】 ほか、いかがでしょうか。

【河井委員】 大気汚染や悪臭について、苦情件数が出ていましたが、例えば1つの原因に対して幾つかの苦情が出るということもありますよね。そういう場合のカウントについては、一個一個に対して苦情があった件数だけを集計しているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局（清水補佐）】 今、こちらでお示ししておりますのは、国の公害等調整委員会の資料でまとめております。これは市町村及び都道府県が受けた苦情件数を集計しているもので、自治体により若干差はあるものと聞いておりますが、例えば屋外燃焼を行っており、そこでにおいが出ている、それから埃が飛んでくるという事例があった場合、ダブルカウントしているような例は結構あるという旨伺っております。

【近藤部会長】 ほかはどうでしょうか。

【島委員】 大気汚染について、有害物質などの発生施設の届出状況について表にまとめていただいておりますが、条例ではこの届出について、事業者が自主的に届け出ることになっているわけですか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 はい。基本的には事業者側が設置する事前に、自発的に届出をするということになっております。

【島委員】 それは実際に有害物質を発生させている施設がどのくらいの割合で届出されているものなのでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 どのくらいの割合というのは、設置されている割合のことでしょうか。

【島委員】 条例だから届け出をしなければならないわけですよね。気になったのは1ページ、11番の医療業の用に供する施設について、イもロもゼロとなっていますよね。有害物質の中にはエチレンオキサイドが含まれているので、病院がゼロというのはほんとうかなと思ったのですが。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 改めて確認して、修正があれば、ご連絡させていただきます。

【島委員】 私の認識の間違いかもしれませんが、気になりましたので指摘させていただきました。

【事務局（清水補佐）】 今のご指摘について、私ども大気を規制している立場から言いますと、間違いなくあることはありますので、この数字についてもう一度精査させていただけますか。また、詳細について今後ご議論いただく場があると思いますので、再度調査させていただきます。

【近藤部会長】 大気について、光化学オキシダントは環境基準を達成されていないので、やはり重要な物質だと思うのですが、この論点の中には光化学オキシダントについての方向性が見えないのですが。全国レベルで起こっているため難しい、というのは重々承知しているのですが、國の方針を待って検討すると考えていいのでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 国では、資料にもありますように、数年前から本格的に検討を進めている中で、効果的な手法等が示されていない状況にあります。大阪府でも従前から国に先駆けて行っているような部分もありますが、光化学オキシダントの環境基準の達成という形では全国的に未達成という状況ではございますことから、國で令和3年度以降に排出抑制策の検討を取り組むということで公表しておりますので、府としてはこれらの状況を見ながら、この部会以降になるのか、この部会に間に合うのかというのもありますが、國の状況を踏まえて条例改正の必要があれば実施していくことで一旦は考えております。

【近藤部会長】 わかりました。ほか、何かございませんでしょうか。

この条例については非常に分野が広範囲にわたっていて、限られた回数で効果的な検討を行っていくために、今後の審議については検討する分野や論点を絞り込んで進めていきたいと考えております。事務局で整理していただきましたように、悪臭分野については現状で見直すべき論点がないということなので、このまま委員の皆様方からも悪臭についてはご意見もございませんでしたので、現行制度を継続することとして、基本的には以後、この悪臭分野については議論を行わないということにさせていただければと考えています。また、大気や自動車の分野については今回いただいた意見を踏まえて論点を整理して事務局に資料を作成していただき、次回以降の議論で進めていきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。このような進め方でよろしいでしょうか。

では、先ほど私のほうから提案させていただいたような形で進めていきたいと思っております。

では、後半部分について、事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局（中戸補佐）】 それでは、地盤沈下分野についてご説明いたします。

資料は20ページとなっております。産業の発展とともに地下水のくみ上げ量が多くなり、大阪市内や北摂地域、東大阪地域、泉州地域におきまして地盤沈下による被害が生じるようになりました。このため、地盤沈下対策といたしまして、工業用水法、ビル用水法及び生活環境保全条例により規制を行っております。工業用水法及びビル用水法では指定区域を設けて、その指定区域における工業用及び建築物用地下水の採取について許可の取得を義務づけております。許可の取得に当たりましては、地下水を採取する区域、深度及び揚水機の吐出口の断面積について地域ごとに基準が定められております。

指定区域及び基準については、次ページの図V-1をご覧いただきたいと思います。

また、生活環境保全条例では指定地域における水道事業用の地下水の採取について許可の取得を義務づけております。指定区域を同じく次ページの図V-1に示しております。寝屋川市から八尾市にかけた緑色の線の区域内が指定区域となっております。また、地下水を採取する深度及び揚水機の吐出口の断面積について、地域ごとに基準を定めております。詳細につきましては、表のV-1に示すとおりです。また、動力を用いて揚水し、吐出口の断面積が6平方センチメートル以上の井戸の設置者は年に1回、知事に採取量を報告する義務があります。この制度により、大阪府は地下水の採取量を把握しております。

引き続きまして、22ページをご覧いただけますでしょうか。

大阪府域における地盤沈下の状況を図V-2に示しております。地盤沈下は府内全域的に昭和50年ごろから沈静化の傾向にあります。工業用水法、ビル用水法、条例の許可件数を表のV-2に示します。工業用水法は77件、ビル用水法は1件、そして現在、生活環境保全条例に基づき、使用している井戸はないという状況です。しかしながら、規制区域外の府内市町村の水道事業においては20市町村が地下水を水源としており、また府域の地下水の採取量のうち、60%を上水用が占めている状況です。このように、現在も水道事業者による地下水利用の需要は少なからず存在しており、条例による規制は工業用水法及びビル用水法による規制と相まって、地盤沈下の防止に寄与しているものと考えられます。

論点（案）といたしましては、今、申し上げました理由から、現行制度の継続についてしております。

引き続きまして、土壤汚染分野についてご説明させていただきます。

土壤汚染対策に関しましては、土壤汚染対策法と生活環境保全条例により規制を行っております。平成29年5月に土壤汚染対策法が改正されたため、整合を図るために平成3

1年3月に条例を改正いたしました。法及び条例の規制の概要を表のVI-1にお示しいたしております。

ここにお示ししております概要のうち、このたび改正された内容についてご説明いたします。

法及び条例にはまず土地の汚染状況の把握の契機に関する規定があります。このたび、この把握の契機を新たに追加して、土壤汚染の把握の機会を増やしております。また、法及び条例とともに、要措置区域といいまして、土壤汚染が見つかりましたら、必ず何らかの措置を行わなければならない区域というのがありますけれども、そういった要措置区域における汚染除去等の措置に係る計画の提出の義務づけ等が追加されています。また、府域独自の課題に対応するため、条例に施設設置者から土地所有者への情報提供等4項目について規定を追加いたしました。

24ページをご覧いただけますでしょうか。施行状況及び課題について書かせていただいておりますけれども、改正した生活環境保全条例は令和元年10月1日に全面施行したばかりです。現在は条例の改正後間もないことから、当面その運用に努め、新たな課題が確認された段階で改めて検討を行う予定にしております。改正された条例が全面施行したばかりということなので、今回は特に論点(案)というものはお示ししていない状況です。

私からの説明は以上でございます。

【事務局(窪田総括主査)】 続きまして、化学物質分野についてご説明をさせていただきます。

まず化学物質分野における法条例による規制の枠組みについてご説明をいたします。法律としましては、特定化学物質の環境への排出量等の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、長いので、以下「化管法」と呼ばせていただきます。この化管法において、事業者に対して化学物質の排出量及び移動量の届出を義務づけております。また、生活環境保全条例では、この排出量及び移動量の届出については府独自の指定物質を横出しとともに、取扱量の届出についても義務づけております。さらに、条例において化学物質管理計画の届出、化学物質管理目標決定及び達成状況の届出、緊急時の措置についても義務づけております。対象となる化学物質について、次にご説明いたしますが、まず化管法においては、第1種指定化学物質462物質と第2種指定化学物質100物質が指定されております。これらの指定の考え方というのはその下に四角囲みで3つお示しておるものでありますが、1つ目が人の健康を損なうおそれ、または動植物の生息もしくは生育に支障

を及ぼすおそれがあるもの。2つ目として、自然的作用による化学変化により、容易に人の健康を損なうおそれ、または動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある物質を生成するもの。3つ目として、オゾン層を破壊するおそれがあるもの。これらが指定されており、そのうち、環境中に広く継続的に存在すると考えられるものが第一種指定化学物質として、また製造量の増加等があった場合に、環境中に広く存在することとなると見込まれるものが第二種指定化学物質として指定をされているというところです。

続いて、生活環境保全条例での対象となる化学物質については、考え方として、この化管法の考え方のほかに、緊急事態対応及びVOC対策の観点を加えて選定しております、第一種管理化学物質としましては、その法の第一種指定化学物質に加えて府独自の指定24物質が加えられており、第二種管理化学物質としては第二種指定化学物質に府独自16物質が指定をされているというところです。その下の図VII-1がそれらの物質の関係を図示したものです。

続きまして、26ページのほうに移りますが、届出の内容についてのご説明に入りたいと思います。

排出量等の届出についてですが、化管法及び生活環境保全条例では、以下の要件を満たす事業者に対して、次の届出事項に係る届出を義務づけております。届出の要件としましては、業種、従業員数、それから年間の取扱量について、それぞれここに示しておるようなものが届出の要件となっており、化管法では、届出事項は、第一種指定化学物質の排出量と移動量、条例では、その第一種指定化学物質、化管法の物質については取扱量がプラスアルファされるということとなります。並びに、府独自指定24物質については、排出量、移動量、それから取扱量が届出の事項となっております。それらの関係を示したもののがその下、図VII-2でして、要は化管法で届出の対象となっている物質と届出事項をそれぞれ条例で物質の横出しと項目の横出しをしているということを示しております。

続いて、化学物質管理計画書についてですが、これは先ほど説明した排出量等の届出対象事業者のうち、従業員数が50人以上の事業所に対して届出を義務づけているものです。中身としましては、その化学物質の管理体制や緊急事態に対処するための計画の作成及び届出について義務づけをしているというものです。これにつきましては、東日本大震災における有害化学物質の流出等の事故の発生を踏まえ、化学物質適正管理指針の改正をいたしまして、大規模災害が発生した場合の環境リスクの低減対策についても、計画をつくるように追加をしております。

続きまして、27ページに移りますが、化学物質管理目標決定及び達成状況の届出についてですが、これも排出量の届出対象事業者のうち、従業員数が50人以上の事業者に対して、対象となる化学物質を定めて排出量の削減などの自主的な目標を策定して、化学物質による環境リスクの低減を進める内容を届け出るものです。

それから、緊急時の措置についてですが、条例におきましては、緊急事態が発生したときに応急の措置を講じ、かつ緊急事態の状況を知事に通報するとともに、速やかにその講じた措置の概要等を届け出ることを義務づけております。

化学物質等の性状及び取り扱いに関する情報の提供については、化管法において、第一種指定化学物質と第二種指定化学物質について、他の事業者に譲渡・提供する場合には、これらの性状及び取り扱いに関する情報を提供することを義務づけております。条例についても同じような規定を設けているところです。

2番として府内における環境の状況の説明ですが、ここで（1）として届出件数、次のページに（2）として排出量等について数字等を載せております。ここに書いておりましたとおり、化管法や生活環境保全条例に基づきますその排出量等の届出の件数が27ページに載せているとおりとなります。

化学物質管理計画書の届出事業所数、その下に化学物質管理目標決定及び達成状況についての届出の内容、目標として取り組む化学物質等についても28ページにお示ししております。

排出量等についての数字資料も載せておりまして、29ページの一番上、図VII-3をご覧いただければ、第一種指定化学物質排出量の推移を載せておりますけれども、おおむね減少傾向にあるというところが見ていただけるかと思います。その他、その届出排出量の上位5物質や、業種、また移動量の物質、業種等についても、その下にまとめております。

30ページには府内での届出排出量の多い上位3物質について、その排出量と環境濃度の比較検討を行った結果を載せております。いずれも排出量が低下するにつれて環境濃度も減少するという傾向が見てとれるのではないかと思います。

施行状況及び課題について説明します。届出対象物質の排出量は現在までおおむね減少傾向にあります。また、平成25年に化学物質適正管理指針に大規模災害発生時の環境リスク低減対策を盛り込み、生活環境保全条例の効果的な運用を図っているところであります。化管法につきましては、令和元年6月に中央環境審議会において、今後の化学物質環境対策のあり方について答申がなされております。いわゆる化管法のあり方についての見

直しというか、検討を行ったものであり、その概要といたしまして、幾つか挙げておりますが、対象物質の見直しの考え方ということで、有害性の判断基準であるとか、環境中の存在状況に関する判断基準であるとか、その他環境保全施策上必要な物質等について考え方の整理がされております。また、その他31ページ上部に書いておりますような点についても、指摘がされておるところでございます。

現在は、この上記答申を踏まえて、中央環境審議会の専門委員会において化管法対象物質の見直しについて、この令和2年3月ごろの取りまとめを目途に審議が進められている状況です。生活環境保全条例に定める府独自指定物質についても、その選定を行ってから13年が経過していることなどから、化管法対象物質の見直しに係る検討結果を踏まえて、その見直し検討を行う必要があるとしております。

最後に論点についてですが、先ほど説明した中央環境審議会の化管法の見直しについて、制度そのものについては特段見直しという形の答申にはなっていないということもありますので、ここでは現行制度の継続についてとしております。もう1つ化管法対象物質に係る中環審での検討状況を踏まえた府独自指定物質の見直しについてとしておるところです。

化学物質分野については以上です。

【事務局（若林総括主査）】 続きまして、騒音振動分野についてご説明させていただきます。まずは法条例による規制の枠組みについてです。

法としましては、騒音規制法及び振動規制法がありまして、府の条例と並べる形で規制の概要を表のVIII-1に示しております。工場・事業場に係る規制につきましては、法では機械プレスなど、著しい騒音や振動を発生する施設を特定施設として定めておりまして、それらを設置する、または変更するような場合には届出義務等が課せられるということになっております。特定施設を有する工場・事業場につきましては、法に基づいて特定工場とし、規制基準が適用され、当該工場から発生する全ての騒音につきまして、勧告や命令等、行政の縛りがかかるということになっております。

対しまして、条例につきましては、法とのすみ分けを行った上で横出し施設として、自動旋盤等の、法律対象以外の施設を追加したり、あるいは規模要件等を据下げしたりして、届出施設として定めておりまして、法と同様の届出義務等を課す形になっております。また、条例では、規制基準については、届出施設の有無にかかわらず、規制対象地域内における全ての工場・事業場に対して適用するという形をとっております。

規制対象地域につきましては、法では工業専用地域を除いておりまして、条例では工業

専用地域の一部あるいは特定建設作業では地先水面等、法のかからない部分を横出し地域として一定の規制を設ける形としております。これらが工場・事業場に係る規制です。

続きまして、建設作業の規制につきましては、法では杭打ち機を使用する作業など、著しい騒音・振動を発生する作業を特定建設作業として定め、事前の届出及び特定建設作業に対して規制基準というのが適用される形になっております。条例につきましては、法のすみ分けを行った上で横出しの作業としてコンクリートカッターを使用する作業などを定めておりまして、法と同様の規制ということになっております。

拡声機、カラオケ、深夜営業に対する規制については、騒音規制法では規定が直接にはありませんが、「自治体で条例により定めること」ということにされております。そのため、府条例におきましては拡声機については商業宣伝を目的とした拡声機、いわゆるスピーカーの使用に対して、音量規制等を行う規定になっております。カラオケ規制につきましては、まだ新しい規制にはなりますが、深夜11時以降のカラオケ装置等を使った営業について制限がかかっております。深夜営業につきましては、準住居地域を除く住居系地域について、飲食店営業など7営業及び建設作業のように搬出入作業等の深夜における作業を禁止しております。

これら規制業務につきましては、航空機による宣伝放送など、あるいは深夜営業規制の一部などを除き、法及び条例の特例条例等によりまして、市町村長が権限を有するということになっております。

また、人の耳には聞こえにくい周波数の低い、いわゆる低周波音につきましては、影響について個人差が大きく、また感じ方にもまだ知見が得られていないという状況もありますし、苦情はいただくものの、苦情をいただいた場合の因果関係が非常に不明なこと、あるいは発生の事実が確認できないということも多く、現在でも規制対象外としております。

続きまして、府内の環境の状況について説明させていただきます。

苦情の発生状況につきましては、国の調査結果をもとに、公害等調整委員会の調査結果ですが、表のVIII-2に推移を示しております。現在の条例ができました平成6年と直近の調査結果である平成29年度を並べた形でお示ししております。騒音・振動に係る苦情は典型7公害全体で多くの割合を占めておりまして、平成29年度においても、やはり半数ぐらいが騒音・振動の苦情という状況でございます。右側の表のVIII-3につきましては、騒音苦情の発生源別の内訳を示させていただいております。上から建設作業が約40%、工場・事業場では36%、以下続していくという形になっております。

最後の生活騒音につきましては、規制対象外となります。苦情の件数としては表記の状況でございます。あわせまして、先ほどご説明した低周波音につきましても、おおむねこの生活騒音の半分ぐらいの数として推移をしているという状況です。

右のページをご覧いただきまして、環境基準の達成状況についてまとめさせていただいております。環境省が定めている騒音に係る環境基準のうち道路に面する地域、いわゆる2車線以上の幹線道路が主になりますが、環境基準の達成状況を表のVIII-4に、その他の地域、一般地域につきまして表VIII-5にまとめております。

道路に面する地域につきましては、対象となる幹線道路沿道の、住居に対する環境基準の満足度合いの住居の割合を、シミュレーション及び実測値をもとに推計して、評価することになっております。これにつきましては、現行のシステムになりました平成13年度は71.0%でしたが、平成29年度におきましては94.1%ということになっております。しかしながら、地点数につきまして、もともと道路延長840kmから2,135kmに地点数が増えておりますので、同じ地点でどうかという形にはなっておりませんが、達成率としてはこういう状況にあるということです。

また、それ以外の一般地域につきましては、同様に地点数や、監視状況が異なりますので、同様に比較は行いにくいですが、現行の環境基準の評価方法は、平成11年に変更になっており、平成11年度が51.3%、平成29年度が89.0%ということになっております。

続きまして、施行状況及び課題についてということで、特定施設、届出施設の設置や変更の届出件数及び特定建設作業の実施の届出件数を表のVIII-6に示しております。特定施設や届出施設の設置及び変更などの届出件数については、おおむね毎年数百件台ということになっております。一方、特定建設作業の実施届出件数につきましては、工事ごとに届出が出てきますので、非常に多くなっております。条例の騒音に係る届出は年間2万件、振動におきましては1万6,000件程度ということになっております。

表のところで高槻市分を除くと表記しておりますが、高槻市につきましては、府の条例に基づいて、市の条例が府の条例と同等以上の効果が得られるということで、府条例の騒音・振動分野につきましては適用除外の規定がございますので、本条例に基づく届出につきましては、府の集計からは除外した形でお示ししております。なお、先ほどお話をさせていただきました苦情等につきましては、国、公害等調整委員会向けのデータでございまして、含んだ形となっております。

続きまして、現行制度の課題ということで、実際に先ほど申しましたが、規制事務につきましては、市町村が行っておりますことから、市町村へのアンケート調査により主に次の2つの課題が見えてきていると考えております。1つは、右側にバックホウの機械の写真を載せておりますが、この建設機械を使用する作業につきましては、サイズにより異なりますが、騒音規制法や府条例の特定建設作業に該当します。ところが、先についているバケットという部分がございますけれども、ここを変えることにより、はさみとして切ったり、持ち上げたり、いろいろなものを分けたりするという、最近ではいろんな用途に使うということが幅広く行われております。そのため、条例の現行の規定によりましては、使用方法により規制対象になる、ならないという話もありますので、そういった点について、騒音の面から言うと、同じ機械に見えるような状況にあるのではないかと。そういう意味ではちょっと不公平な点があるのではないかという意見がございました。

もう1つは、カラオケ営業の規制につきましては、昭和52年ぐらいから国からの通達等もございまして、一定規制をされてきており、いわゆるカラオケボックス等につきましては、防音がしっかりとしておるという状況ではございますけれども、最近ではあまり防音対策がとれてない喫茶店のようなところで昼間、カラオケ営業が行われるということもございまして、なかなかこういう人の歌など、制御は難しいところの状況に関して、指導が難しいというケースがあり、対応するようなマニュアルが何かできないものだろうかというご意見をいただいているという状況です。

最後に、論点（案）ということですが、特定建設作業の規制について、規制対象とする作業の範囲はいかにするべきか、ということです。もう1つが人の声など制御の難しい騒音、カラオケとは限りませんが、指導が難しいようなケースの規制についてはどのような対応策というのが考えられるかというところ、方向性についてということです。

これらを含め、次回以降、それぞれの規制の実態についてご説明をさせていただいて、ご審議いただきたいと考えております。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 最後でございます。34ページのところから9番目、その他分野、規制以外の手法についてということでご説明させていただきます。

これまで分野別に整理してきましたが、ここでは横断的に全分野に係る規制以外の手法ということでお示しさせていただいております。まず、検討の背景ですが、これまで法・条例による規制により、府域の環境については一定の改善が見られておりますが、一方、社会の視点といたしましては、公害防止から化学物質管理、資源循環、地球温暖化など規

制がなじみにくい分野へと多様化しているとともに、規制手法で進めてきた現行分野の中でも環境基準未達成の分野が存在しているという状況です。

また、事業者、行政とも公害対策にかける予算、職員数が減少しており、より効率的な取り組みが求められておりますほか、意図的な不適正事案や知識不足による不十分な管理等、通常では把握の困難な事案も見られる状況にございます。

平成24年の本審議会の答申におきましても、効果的、効率的な排出削減の手法として規制以外の手法を積極的に活用する必要があると指摘があったことから、今回、分野横断的な新たな手法についても検討を行いたいと考えております。

次に、その下の2番目の規制以外の環境政策の手法例です。(1)には第5次環境基本計画で示された環境政策の実施の手法例ということで掲載しております。一番上が直接規制的手法、これが従来中心となってきた規制でございますが、以下、順番に枠組規制的手法、経済的手法、自主的取り組み手法、情報的手法、そして手続的手法、こちら環境影響評価の制度やP R T R の制度となります、そして最後に事業的手法という形で列記させていただいております。

そして(2)には、府や国の取り組み事例を掲載させていただいております。上から土壤汚染対策、化学物質対策、これらは一番右側に、根拠を示しておりますが、生活環境保全条例を根拠に府が作成した指針に基づいて調査を促したり、計画書の作成や目標を設定していただくというものになります。

また、自動車排ガス対策としまして、自動車N O x・P M法に基づき、国が定めた判断基準に沿って事業者が計画を作成するもの、そして、おおさか交通エコチャレンジ推進運動として自動車の使用者が自ら宣言をして登録を行うもの。また、その下、S T O P アスベストキックオフ宣言につきましては、自治体と業界団体等で共同宣言を行いまして、それぞれ取り組みを進めていくものとなります。

最後にV O C 対策としまして、国の指針に基づきまして業界団体等が取り組みを行うものとしてお示ししております。なお、それぞれの取り組み事例のタイトルの後ろにアルファベットを記載しておりますが、こちらに対応する(1)の手法についてそれぞれ記入をしております。

そして、公害防止管理者制度についてですが、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、工場内に公害防止組織の整備を行う制度について記載させていただいております。

以上の状況の中、最後に論点（案）ということでお示しさせていただいております。1つ目、規制以外の手法が求められる分野につきまして、どう考えていくべきか、2つ目、規制以外の手法のうち、生活環境の保全に関し、どのような手法が有効かという2点、お示ししております。

以上でございます。

【近藤部会長】 どうもありがとうございました。

議論に入る前に、本日ご欠席されている澤村委員からご意見をいただいておりますので、まず、事務局のほうからご紹介いただければと思います。

【事務局（池田総括主査）】 事務局で説明申し上げます。

今回の資料について、事前に欠席の委員の先生方にも送付をしており、その資料をご覧いただき、澤村委員からご意見を頂戴しておりますので、お手元に資料はございませんが、ご紹介をさせていただきたいと思います。

このような取り組みを大阪府がしていることや、今後の方向性についての考え方を広く府民に周知する方法についてどのように検討されているのかを教えていただきたいと思います。府政だよりやホームページだけではなくＳＮＳの活用やイベントなどの計画をされていると思いますが、興味のある方だけでなく、広く府民に興味を持たせる周知の仕方も必要なものではと思っております、とご意見いただいております。事務局といたしましては、本部会でご検討いただいております生活環境保全条例のあり方につきましては、案ができ次第パブリックコメントを実施し、府民の方にも広く周知してご意見をいただいた上で取りまとめていく予定です。現在のところ、本条例の規制対象となる工場・事業場向けにはホームページに情報集約して提供させていただいておりますとともに、府民向けにはホームページによる情報提供や、府のフェイスブックへの掲載、啓発イベントへの出展等を通じまして啓発を行っているところです。引き続き、いただいたご意見を踏まえまして、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

【近藤部会長】 ありがとうございました。

では、委員の皆様方からご質問ご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

【水谷委員】 1つよろしいですか。

【近藤部会長】 どうぞ。

【水谷委員】 化学物質管理のところで興味があります。府条例は化管法と比べて、法が排出量、移動量のみの報告となっているところ、取扱量もきちんと報告させるようにし

ているということで、非常にいい制度だと日ごろから思っておりましたので、現行制度をぜひ継続していただきたいと思っております。1つ教えていただきたいのですが、対象物質が中環審での検討状況を踏まえて変わるかも知れないので、府でも変えないといけないということは、よく理解できます。参考までに、中環審での検討で化学物質の変更についての情報をお持ちでしたら、教えていただきたいのですが。

【事務局（窪田総括主査）】 ありがとうございます。

中環審のほうでは、現在専門委員会を設けており、中環審だけではなく厚生労働省系の薬事・食品衛生審議会、経産省系の化学物質審議会の3つの委員会の合同の委員会ということで見直しの検討をしているというところです。これが12月に第1回の会合がありまして、第2回目の会合が昨日、開催されております。昨日の会合の中で初めて、その見直しの案が出てきたところです。昨日の話なので我々も中味の細かいところまではまだ見切れてない部分もありますが、その中で数だけ申しますと、現行、先ほどの資料にも書いておりますとおり、第一種指定化学物質で462物質、第二種指定化学物質で100物質指定されておりますが、これが様々出し入れ、指定の物質から外れるものがあったり、今は全く指定されてないものが加わったり、第一種から第二種に格下げではないですけど変更されたりして、昨日の見直し案では、第一種指定化学物質が526物質に増加しています。また第二種指定化学物質も137物質に増加しております。そういう形で全体的には増えしていくということで現状、案が出ているということです。

【水谷委員】 わかりました。ありがとうございます。かなり変更があるようなので対応が必要だと考えます。

【近藤部会長】 では、ほか何かございませんでしょうか。

【河井委員】 騒音振動について、バックホウのアタッチメントの違いに関する規制の話がありますが、アタッチメントをつけた際の騒音レベルのデータというのはあるのでしょうか。

【事務局（若林総括主査）】 まだ集まっている段階にはありませんので、苦情等の状況を見た上で必要であれば集めたいと考えております。

【河井委員】 結構建設機械を作つておられる企業等はそういう点について公開されているということはないのでしょうか。

【事務局（若林総括主査）】 実際、アタッチメントによる区分の差というのは出ていません。メーカーのカタログ値的な形では出ておりませんが、普通出ているのが、エンジン

音が中心となっておりますので、作業の音という形では一般化したデータとするにはなかなかしづらいのであろうなと思います。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

【黒坂委員】 騒音について、少しお聞きしたいのですが、32ページのところで平成6年から平成29年を比べますと、少し増えているという状況、騒音があるというようにお見受けしまして、平成29年の中の内訳は非常に分かりやすいのですが、平成6年のときの内訳とどのように変わったのかというのをお伺いしたいというところと、低周波音は規制対象外と書いてありますが、こちらの苦情に低周波音が、入っているのかどうかも教えていただければと思います。

【事務局(若林総括主査)】 1つ目の平成6年の時点でどうかという点につきましては、データ的には存在するかとは思いますので、調べさせていただきます。低周波音につきましては、苦情の全数としては上がっているという状況ではございますが、苦情の発生源別内訳の数は別になっているという形です。

【黒坂委員】 上がってはきているけども、ここには入ってないという理解でよろしいですか。

【事務局(若林総括主査)】 全体の推移に中には入っておりますけれども、内訳には入っていません。

【黒坂委員】 この内訳には入っていない、わかりました。ありがとうございます。

【松井委員】 よろしいですか。2点あります。1つが今の騒音の話の論点の2点目のところで、人の声など生活騒音についての問題があり、例えば表VIII-3での上位の建設音から拡声機までは、既に法制度もあり、条例も既にきちっとされていて、だからそれに基づき指導を繰り返してコミュニケーションするということが基本なのですが、生活騒音は今ない状態で、例えば幼稚園みたいな公益性があるが、騒音を発生させる問題等について、コンフリクトがかなり起こっており、何らかのマニュアル型、規制型がなじまないと思うので、マニュアル型なのか、情報型なのか、何とか型手法なのかという点は、今回チャレンジができれば良いなということが思いとして1つあります。

もう1つは、34ページのほかの分野の対応という点です。規制以外の方法ということですが、今回条例について大幅改定をするという理解でよろしいでしょうか。もし、大幅改定ということでしたら、ここから先20年とか、10年、20年使っていくとなった場合に、2030年のSDGs目標やビヨンドSDGsに向かって使っていく条例になると

すると、ベースは、dの自主的取り組み手法、プレッジ・アンド・レビュー方式により自分たちでこれを実施すると目標を決めて、やることの目標に向かって宣言して、世間のレビューを受けて改善していくというのが、多分ベースラインの手法であるべきだと思うので、各公害8分野のところで何かキーとなる、全部は多分難しいと思いますので、キーとなるプレッジ・アンド・レビューみたいなことができたら非常に先進的というのを考えました。

【事務局（若林総括主査）】 では、1点目のほうを私からお答えさせていただきますけれども、教育施設等、規制はあるものの非常に制御は難しいといいますか、対応が難しい。その上でコンフリクトが起きているという事案が数年来、他府県でも、裁判等も起こったりしているという状況も受けまして、大阪府でもそういった苦情については一定、受けおりますので、それに対応する事業といいますか、地元との間を取り持つような、指導に携わっている市町村の方々がそこで苦労されているところを何とか緩和できるような事業を行っていたこともあり、それらをもう少し発展させていきたいと考えております。

【事務局（樋口課長）】 あと2点目の自主的取り組みのところ、現在の考え方ですが、条例全体は今回25年目の大規模な見直しということですので、どこを目指してという目標年次はございませんが、今の時点で特定できるような課題についてはしっかりと対応していきたいと考えております。その中で自主的取り組み手法、様々な視点、お話をいただいたようなSDGsを目指して、など様々な論点から求められている分野と思っております。今後、2回目以降ご議論いただく中で、何かいい分野があればというご指摘があったかと思います。1つは、そういう考え方もあるのと、もう1つ、今回、論点（案）、36ページでお示しさせていただいているのですが、1つ目に規制以外の手法が求められる分野についてということで、ここが例えば例示で示しているようなアスベストであったり、VOCであったりという個別の分野でいくのか、あるいは資料の最初のところの説明のときにもありましたような横断的な分野ということで、例えばどの分野にやるかという点はSDGs等もあるかと思いますが、各企業が独自に持たれている部分もあるかも知れませんので、そういう横断的な分野として独自に目標を立てて取り組んでいただくようなものとするのか、あるいは、個別の特定の分野に自主的取り組みを行う必要があるので、どういう制度が要るのかという点については、2回目以降、具体的な内容をお示しながらご議論いただければと思っております。

【松井委員】 未来都市としても、外から期待されているところもあるかと思います

ので、よろしくお願ひします。

【近藤部会長】 ほか、何かございませんでしょうか。

【河井委員】 細かいところですが、表VIII-5、一般地域の環境基準達成率推移というところで、平成11年度だと538地点になっており、29年度だと390地点にかなり減っていますが、理由はあるのですか。

【事務局（若林総括主査）】 ちょっと内訳の話になりますが、道路に面する地域の環境基準については、監視義務というのが法律上あります。それに対して一般地域の環境基準については、監視という形の表現の義務づけがないものですから、なかなか事業として測定ということが非常に費用もかかることから、なかなか網羅的にできていないという状況にありまして、地点数がどうしても減ってしまっているという状況にあるということです。

【河井委員】 各市町村ですか、独自にやっておられるという。

【事務局（若林総括主査）】 そうです。そのとおりです。

【河井委員】 それを集計したと。

【事務局（若林総括主査）】 集計しているという形です。予算的なものもございまして、対応ができていないということでございます。

【河井委員】 32ページの右下の表VIII-3で、苦情件数なのですが、これは出た苦情に対して、それは規制基準というのか用途地域によって、規制基準を満たしているにもかかわらず苦情を言っているのかどうかというような、そういうデータはあるのですか。

【事務局（若林総括主査）】 発生して市町村が苦情を受け付けた件数が主になっておりますので、規制基準を満たしているかどうかという判別というのは、ある程度はありますが、必ずしも厳格に測定を必ず行い対応したかどうかということとは関係のない形の集計になっておりますので、いずれ調査の中でそういうものがあるかどうか考えておきたいと思っております。

【河井委員】 ありがとうございます。

【近藤部会長】 ほか、どうでしょうか。

私も松井先生と同じように、最後のところの規制以外の手法が求められる分野について、例えば生物多様性みたいなことで、どうしても規制は、要は事業所ということであるので、都市に展開しているところに対して規制をかけていて、生物多様性のある周辺に対してはなかなかうまくお金も回ってないということもあり、言葉だけは出ていますけれど、実際的にはうまくいっていないということは様々考えるところがあるので、何かその都市で活

動している事業者の資金の一部が、周辺の生物多様性だけではありませんが、そういったものを支援することなどができると、何かおもしろいことができるのかなということを少し思ったりします。そういうことは多分次に求められていることなのだろうなと。こういった公害は大体終焉していると思っていますので、そういった方向性を少し出していただけたらどうかということは少し考えるところです。これはまた次以降、また検討していくだければと思います。

ほか、何かございませんでしょうか。

地盤沈下で、どう見たら良いのか教えていただきたいです。図のV-2で、例えば此花区だとずっと地盤沈下が起こっていますよね。これはその以前のデータがあって、そこから急激に落ちていると、そういう形で見るべきデータなのでしょうか。

【事務局（中戸補佐）】 そうですね、大阪市がほかの区域に比べまして、早くから地盤沈下が起きておりましたので、データをとっております1964年では既にこの沈下量まで落ちていたということです。

【近藤部会長】 あともう1つ思うところは、確かに地盤沈下は大変だということで地下水の規制が非常に、かなりきつい規制がかかっているという印象です。しかし、緩和して有効利用で少し使っても良いのではないかなということを、思ったりはします。かつてのように地盤沈下が起こるようなことはしてはいけないと思うのですが、もう少し緩和しても実はいいのではないかということを、少し考えたりするのですが、その辺りはどうなのでしょうか。やはり、かなり強い規制のまま進めるべきなのでしょうか。

【事務局（中戸補佐）】 大阪市では地中熱利用ということで、地下水を循環利用されることによりビルの冷暖房などに生かすというような取り組みも始めていらっしゃいます、大阪市内はビル用水法の規制対象内なのですが、特区申請をされまして、このビル用水法の規制の深度がもう少し浅い深度で可能というような特例を、特区として認められています。そういうた地下水やエネルギーの面から、有効利用ということもこれからは考えていく1つの要素かと思います。ただ、昔起こった地盤沈下に対する住民の気持ちといいますか、二度とこういうことが起こってほしくないという気持ちも一方で多くの住民が持っておりますので、その辺りうまくバランスをとりながら今後考えていくべき課題ではないかなと思っているところです。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

ほか、何かございますか。よろしいでしょうか。

【島委員】 今、お話のあった 22 ページの地盤沈下のグラフについてですが、ここに
出ている 5 地点というのは、継続的にずっと観察されてきたポイントということでおろし
いのでしょうか。

【事務局（中戸補佐）】 継続的に監視してきたポイントをここに載せております。

【島委員】 継続的に監視しているのはこの 5 つのポイントだけということですか。

【事務局（中戸補佐）】 いえ、ほかにも継続的に監視しているポイントはありますと、
代表的なポイントとして、堺市域のポイントとして 1 つ、泉州市域のポイントとして 1 つ、
北摂地域のポイントとして 1 つ、東大阪地域のポイントとして 1 つ、それから大阪市内の
ポイントとして 1 つここに挙げさせていただいたということです。

【島委員】 ありがとうございます。

摂津市と岸和田市は 2012 年で終わっているのですが、そこで監視はやめたというこ
となのでしょうか。

【事務局（中戸補佐）】 この 2 地点については残念ながら、2012 年をもちまして監
視は終了しております。

【島委員】 わかりました。ありがとうございます。

【近藤部会長】 何かほか、よろしいでしょうか。そうしましたら、この後半も非常に
多岐にわたっているので、今後検討する分野を絞り込ませていただきたいと私としては思
っております。地盤沈下の分野は規制がうまくいっているということと、それと土壤汚染
については、直前に改正されたということなので、現行の制度を継続するということで、
次以降、議論は行わないと。残りの分野については、今回、いただいた意見を踏まえまし
て、論点を整理して、事務局に資料を作成していただいて、次回以降、議論を進めていき
たいと考えているのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次回以降は少し絞り込んだ形で以後の議論を進めさせていただきたいと思います。
そうしましたら、議題の 3 、その他について事務局から何かございますか。

【事務局（西井補佐）】 環境保全課の西井でございます。私から資料 3 によりまして、
今後のスケジュール（案）についてご説明をさせていただきます。

今年度の部会につきましては、本日で終了となります。本日いただきましたご意見を踏
まえまして、より詳細にデータ等を整理させていただき、次回の部会にご提示させていた
だきたいと考えております。来年度におきましては、1 回または 2 回の部会におきまして
ご審議いただきまして、第 1 次報告（案）を取りまとめていただき、パブリックコメント

を経まして、11月ごろの部会において第1次報告を取りまとめていただきます。その後、環境審議会のほうへ報告いただき、審議会より第1次答申をいただきたいと考えております。また、令和3年におきましては、第4回程度の部会によりご審議をいただきまして、同様の手続を経まして、令和3年11月ごろに第2次報告を取りまとめていただき、最終令和3年11月から12月ごろに環境審議会において最終の第2次答申をいただきたいと考えております。

また、それぞれいただいたご答申をもとに大阪府で条例等の改正など所要の手続を進めたいと考えております。ただ、現在、幾つかの分野におきまして、国のほうで法改正の審議が行われておりますことから、この状況等によりまして大きくスケジュールが変更される可能性もありますので、その際にはまたご相談させていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

多岐にわたる分野に関しまして長期間にわたる審議となります、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

では、ただいまのスケジュールについて、何か質問等ございますか。よろしいでしょうか。非常に長期にわたることですが、このスケジュールに従って審議を進めていきたいと思います。また、法改正等スケジュールの変更がある可能性があるということですので、今後の部会の実施時期や審議内容については、私と事務局と相談しながら進めてまいりたいと思います。

予定していた議題は以上ですが、委員の皆様方から何かございますか。よろしいでしょうか。事務局から何かございますか。

【事務局（西井補佐）】 特にありません。

【近藤部会長】 では、特にないようですので、本日の議事はこれで終了させていただきます。委員の皆様方には円滑な審議にご協力いただきましてありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお渡しいたします。

【事務局（池田総括主査）】 長時間のご審議、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第1回生活環境保全条例検討部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前11時43分 閉会)